

貸金庫ご契約者 各位

佐野信用金庫

貸金庫規定改定のお知らせと貸金庫保管中の「内外通貨」の出庫依頼について

2025 年 6 月に、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、マネー・ローンダリング等の防止対策の実効性を高めるため「貸金庫内に現金を保管することは、犯罪収益の隠ぺいなどのマネー・ローンダリングリスクが高いため望ましくない」旨の行政上の判断が追加されました。

これを受け当金庫では、これまで貸金庫内への保管を認めていた「内外通貨」について、次回の契約更新期日となります 2026 年 4 月 1 日（水）より、貸金庫での保管可能な物品より除外する旨貸金庫規定を改定することといたしましたので、それまでのご対応要請を含め下記のとおりご案内いたします。

お客さまにおかれましてはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 貸金庫規定の改定事項

（1）改定日

2026 年 4 月 1 日（水）

（2）主な改定内容（改定内容の詳細は下部の URL リンクにて閲覧いただけます）

- ・ 貸金庫に格納できる物から「内外通貨※」を除外

※内外通貨とは、日本銀行HPに掲載されている銀行券・貨幣（記念硬貨含む）のほか、外国銀行が同様に発行している外貨紙幣・貨幣が対象です。

- ・ 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を開閉の都度書面にてご申告いただくこと 等

2. ご契約先のお客さまにご対応いただきたい事項

（1）貸金庫からの「内外通貨」の出庫

現在貸金庫内に「内外通貨」を保管しているお客さまは、貸金庫規定が改定となる迄の期間（2025 年 10 月～2026 年 3 月 31 日（火））中に、貸金庫内から「内外通貨」を出庫するようお願いします。

なお、2026 年 4 月 1 日（水）以降において貸金庫内に内外通貨が残存していた場合、その内外通貨に関する責任を当金庫では負うことができないことを申し添えます。

（2）「内外通貨」保管目的で貸金庫をご契約のお客さまのご対応

「内外通貨」の保管が出来なくなることから、「契約の解約」又は「別の物品の保管に切り替えて契約継続」の何れかをご選択いただき、窓口へお届けください。

*** ご不明な点がございましたら、貸金庫ご契約の窓口迄お問い合わせください。 ***

<改定後の貸金庫規定は[こちら](#)をクリック>

<改定後の自動貸金庫規定は[こちら](#)をクリック>

以 上